

## 高知県土地改良区指導費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。第9条において「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県土地改良区指導費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業の内容)

第2条 県は、土地改良事業の適正かつ効率的な推進を図るため、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 施設・財務管理強化対策事業

高知県土地改良事業団体連合会(以下「補助事業者」という。)が、管理運営体制強化委員会を設置し、土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号)及び土地改良区体制強化事業実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2430号)に基づき実施する事業をいう。

(2) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号)及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B601号)に基づき実施する事業をいう。

(3) 統合整備強化対策事業

実施要綱及び実施要領に基づき実施する事業をいう。

(補助率)

第3条 補助事業に対する補助率は、別表第1に定めるとおりとし、県は、予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和63年法律108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の提出による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当

該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 土地改良施設維持管理適正化事業を実施するに当たっては、毎年度全国土地改良事業連合会へ提出する拠出金の2分の1を土地改良区等から徴収しなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更(20パーセント以下の事業費相互間での流用を除く。)をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、知事が補助金の交付の目的及び財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- (5) 知事は、前号の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができること。
- (6) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (7) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定前の事業着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、知事が補助事業の性質、内容等により早期に着手する必要があると認めて別記第3号様式による指令前着手届を受理した場合は、当該受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算し、30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入れ控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、事業の実施において物品等を購入するときは、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づく環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成38年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号まで、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年5月18日から施行し、平成17年度から適用する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で平成16年度に実施した事業

の実施結果の報告については、なお 従前の例によるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 24 日から施行し、平成 20 年度から適用する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で平成 19 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお 従前の例によるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で平成 21 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 30 日から施行し、平成 22 年度から適用する。ただし、この要綱に基づき平成 21 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行し、平成 23 年度から適用する。ただし、この要綱に基づき事業で平成 22 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で、平成 25 年度に実施したものの実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で、平成 27 年度に実施したものの実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で、平成 29 年度に実施したものの実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で、令和 2 年度に実施したものの実施結果の報告については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

事業名	補助率
施設・財務管理強化対策事業	4分の3以上10分の10以内
土地改良施設維持管理適正化事業	2分の1以内
統合整備強化対策事業	2分の1以内

## 別表第2(第5条—第7条)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。